

自殺統計原票の作成要領について（例規）

昭和 52 年 12 月 20 日
兵警防例規第 22 号本部長

（概要）

この要領は、死体の検視等を通じて、自殺の実態を明らかにし、市民保護活動の推進に資するとともに、自殺防止施策の促進に寄与するために作成する自殺統計原票及び自殺統計外国人付表について、必要な事項を定めたものである。